

ハマ弁の弁当容器等製造費用に係る精算誤りについて

ハマ弁の平成28年度の事業実施報告の際に、実施事業者である株式会社JMC（以下「JMC」）が、弁当容器等の製造個数について、28年度に製造した個数ではなく、誤って協定期間である32年度末までの製造予定数を報告し、精算したことにより、本市負担金に過払いが生じていることが判明しました。
（※）

なお、28年度の過払金である未製造分の容器製造費用は、弁当容器等の製造を請け負ったJMCの協力事業者である株式会社わくわく広場（以下「わくわく広場」）が、29年度以降の容器製造経費に充当するとしていました。

過払いとなっている容器製造費用については、JMCに返還等の精算を求めます。

※ハマ弁事業においては、本市が費用の一部を負担しており、年度当初に実施事業者を支払った負担金について、年度毎に事業者からの実施報告により精算する仕組みとしています。

1 容器製造状況及び精算額

	実績報告書の製造数		実際の製造数		差引（精算額）	
	副食容器個数※	金額	副食容器個数※	金額	副食容器個数※	金額
28年度	28,000個	87,180,000円	4,430個	22,943,120円	23,570個	64,236,880円
29年度	0個	0円	1,470個	7,100,360円	▲1,470個	▲7,100,360円
30年度	0個	0円	10,100個	19,640,140円	▲10,100個	▲19,640,140円
合計	28,000個	87,180,000円	16,000個	49,683,620円	12,000個	37,496,380円

※容器製造費用は、副食（おかず）容器、主食（ごはん）容器、汁物容器、副食コンテナ、台車、蓄熱剤、主食用保温発砲コンテナ、汁物保温発砲コンテナ、牛乳用保温発砲コンテナ、衛生（内部仕切）シートの10種類の総額となっていますが、製造個数は、主たるものとして、副食容器の個数を記載しています。

2 ハマ弁実施事業者

(1) 統括事業者

法人名 : 株式会社JMC
法人所在地 : 東京都中野区本町二丁目4番1号 中野坂上サンブライトツイン10階
代表者 : 代表取締役 今泉 弘幸

(2) 協力事業者

法人名 : 株式会社わくわく広場
法人所在地 : 東京都中央区築地六丁目4番7号
代表者 : 代表取締役 大野 智枝子

3 経過

平成28年4月 本市がJMCに28年度分の事業費負担金を支払う
平成28年4月 JMCより、わくわく広場へ弁当容器等作成費用（28,000個、87,180,000円）を含む事業費を支払う
平成28年6月 わくわく広場と容器製造業者との間で「容器製造及び特別価格適応に関する覚書」を締結

- 平成 29 年 3 月 容器製造業者は、28 年度に 4,430 個を製造するが、JMC が事業費を年度毎に精算するべきことをわくわく広場に伝えていなかったことから、わくわく広場は「ハマ弁の基本協定書の事業期間である 5 年間で精算を行えばよい」と判断した。
- 平成 29 年 4 月 JMC は、容器類などの製造個数をわくわく広場に確認することなく、事業費のとおり執行したのものとして、教育委員会へ実績報告を行う
- 平成 30 年 5 月 教育委員会より容器の製造状況の確認を JMC に依頼、JMC はわくわく広場に確認せずに教育委員会に「28,000 個製造済み」と回答
教育委員会がわくわく広場に容器を 28,000 個製造したのかの再確認をした際にわくわく広場が 5 年以内で製造することになっており、総数は製造していない旨の回答をしたことから、容器製造について、調査を開始
- 平成 30 年 6 月 JMC とわくわく広場で弁当容器の発注数、在庫数を確認
- 平成 30 年 8 月 教育委員会職員による容器現物の在庫確認
- 平成 30 年 8 月 30 日（木）JMC が教育委員会へ事実関係を整理した顛末書を提出

4 原因

ハマ弁の事業費については、毎年度精算する必要があったにもかかわらず、JMC がわくわく広場に対し、弁当容器についても年度毎に精算が必要なことを説明していなかったため、わくわく広場は「事業期間中の 5 年以内で精算すればよい」との誤った認識から残額を次年度以降の製造経費としていました。

一方、JMC は 28 年度末時点で、容器の製造数・在庫数の確認を怠り、28,000 個（87,180,000 円）製造済として教育委員会へ実績報告を行っていました。本市の担当者が在庫の確認を求めた際も、JMC は製造済であることを説明していました。

わくわく広場としては、製造単価を抑え、無駄の出ない方法として 5 年間で順次製造することとしておりましたが、JMC とわくわく広場の間で意思疎通が不足していたため理解の相違が生じ、誤った精算となりました。

また、本市の弁当容器の実地調査等が不十分であり、確認作業が至りませんでした。

5 対応

本市にとっての過払いとなっている事業費については、JMC に速やかに返還を求め、28 年、29 年度については速やかに精算し、30 年度分は年度末の事業収支で精算します。また、JMC に対し、遅延損害金を請求します。

6 再発防止策

ハマ弁事業の統括会社の JMC では、事業執行に係る協力事業者への業務管理体制の強化を行いました。また今後、実施報告時点（年度精算）での容器在庫の実地調査を行います。教育委員会では、各年度の実施報告（年度精算）に納品書等による確認を複数名体制で行うなどチェック機能を強化し、再発防止に努めます。

お問合せ先		
教育委員会事務局健康教育課担当課長	片山 哲夫	Tel 045-671-3687

(参考) ハマ弁の事業スキーム

